



# 埼玉県報

第 590 号  
令和 7 年(2025 年)  
2 月 12 日  
水曜日

## 目 次

### 告示

- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）

# 告示

## 埼玉県告示第九十四号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年二月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

| 商号又は名称      | 氏名（法人にあつては代表者の氏名） | 主たる事務所の所在地        |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 有限会社開進社     | 今 鉾 哲 夫           | 埼玉県熊谷市太井千三百四十九番地  |
| 株式会社シーエーエー  | 広 岡 聡 子           | 埼玉県北本市本宿五丁目八十二番地一 |
| 株式会社アドバンス住販 | 堀 川 忠 雄           | 埼玉県入間市牛沢三番二号      |

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により  
認定したので、次のとおり公告する。

令和七年二月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

|                     |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| 認定番号                | 第三号                            |
| 認定年月日               | 令和七年二月十二日                      |
| 対象区域                | 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆 |
| 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所 | 埼玉県熊谷建築安全センター内                 |